

新冠町農業委員の募集案内（再募集）

農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会の委員の選出方法が、これまでの選任制及び選挙制の併用から、市町村長による任命制に変更となりました。

以上のことから、次のとおり新冠町農業委員を募集いたします。

1 募集の内容

- ①募集人数 11人（うち農業者以外の方1人を含む）
- ②任期 平成29年7月20日から平成32年7月19日まで（3年間）
- ③身分 新冠町農業委員会農業委員（非常勤職員）
- ④報酬 月額30,600円（会長のみ38,700円）

2 主な業務内容

- ①農業委員会の総会における農地の権利移動や転用に係る許可等の審議及び決定並びにこれらに関連する現地調査。
- ②農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）に係る指針策定、現地調査、指導及び監視業務。
- ③農業者からの相談対応及び農業者への助言指導。

3 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、次のいずれにも該当する者。

- ①新冠町に住所を有する者。（ただし、特別な事情がある場合はこの限りでない）
- ②新冠町で設置する付属機関等の委員のうち教育委員会委員、固定資産評価審査委員会委員、又は公平委員会委員でない者
- ③新冠町職員及び行政委員会の職員でない者。

4 推薦及び応募の方法

- ①町内全域又は地区からの農業者による推薦
- ②農業者が組織する団体その他の関係者からの推薦
- ③一般応募

それぞれ規程の様式に必要事項を記入のうえ、持参または郵送により新冠町農業委員会へ提出してください。

様式につきましては新冠町農業委員会または新冠町HPよりダウンロードできます。

*** 受付期間 平成29年 4月 1日(土)から 4月28日(金)まで【必着】**

5 申込者等に関する情報の公開

応募者及び推薦を受けた者、推薦した者の情報につきましては法令により情報公開が義務付けられているため、受付期間の中間及び終了後に新冠町HPにて情報を公開致します。（氏名・年齢・職業・認定農業者の該当・推薦又は応募の理由等）

6 選考方法

新冠町農業委員候補者評価委員会において、書類審査を実施し、その評価結果を参考にして町長が候補者を選考します。
決定した候補者は、町議会の同意を得たうえで新冠町農業委員に任命されます。

7 問い合わせ先【申込先】

〒059-2492 新冠町字北星町3番地の2 新冠町農業委員会事務局

TEL (0146) 47-2472 (直通) Fax (0146) 47-2496